秋田県子ども・子育て支援知事表彰要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援条例(平成18年秋田県条例第72号・以下「条例」という。)第20条の規定により、子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っている 団体及び企業等を表彰し、広く周知を図ることにより、子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを促進する。

(対象)

- 第2条 表彰の対象は、次に掲げるものとする。
 - (1) 条例第19条第1項の規定により、子ども・子育て支援活動計画(以下「活動計画」という。)を知事に提出し、積極的な活動を行っている団体
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項若し くは第4項の規定により、一般事業主行動計画策定の届出をし、子ども・子育て 支援に積極的な取組を行っている企業等

(表彰基準)

第3条 表彰の選考基準は、前条第1号に掲げる団体及び、同第2号に掲げる企業等毎 に、別に定める。

(推薦・応募)

- **第4条** 次の各号に定めるものは、当該各号に定める団体又は企業等を推薦若しくは、 自ら応募することができる。
- (1) 子ども・子育て支援地区協議会は、活動計画の提出のあった団体のうち、表彰 基準に相応しいと認められるものを推薦することができる。
- (2) 表彰を受けようとする企業等は、知事表彰応募調書等の提出により、応募することができる。
- (3) 事業者団体等は、表彰に相応しいと認められる企業等を推薦することができる。

(選考)

第5条 知事は、子ども・子育て支援知事表彰の被表彰団体及び企業等の選考に関して 必要な事項を調査審議するため、知事表彰選考委員会を置くことができる。

(表彰の方法)

第6条 知事は、表彰団体及び企業等に対し、表彰状等を授与するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、条例第15条第2項に定める子ども・子育て支援月間の8月に行う。 ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(広報)

第8条 知事は、表彰団体及び企業等の名称及び実績について、ホームページ等により 広く県民に周知を図るものとする。 (所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課に おいて所掌する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年6月18日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。